（その１）　※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

千葉県選挙管理委員会 28.5.30 千選管第　号

収支報告書（平成 27 年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☐ 政党
☑ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）（もとえたいちろうこうえんかい）

1　政治団体の名称　元榮太一郎後援会

2　主たる事務所の所在地　千葉県千葉市中央区本町３－１－３

3　代表者の氏名　元榮　太一郎

4　会計責任者の氏名　後藤　顕治

問合せ先

（担当者）後藤　顕治

（電話）043-202-3331

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　元榮　太一郎
・公職の種類　参議院選挙区選出議員
（該当する方に○→）　候補者となろうとする者
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
☐ 無
☑ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類　参議院選挙区選出議員
（該当する方に○→）　（候補者となろうとする者）
・資金管理団体の届出をした者の氏名　元榮　太一郎
・資金管理団体の指定の期間
☑ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
（1）この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2）記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3）提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
38790	27	28.05.30	¥0

収　支　の　状　況

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

全団体必要

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）	0	1	0		1	049	573
①（前年からの繰越額）	0	2	0				0
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	0	3	0		1	049	573
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		1	049	573
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0				0

２．収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0				0
員数	0	7	0				0人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0				0	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	1	2	0				0	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0				0	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－１）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）

	事業の種類	金額 十億	百万	千	円	備考
					0	
800	この頁の小計				0	
900	合計 C				0	

→ この欄には何も記入しないこと。（以下同じ）

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「○○紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「○○会会費」、その他の事業にあっては「その他催物事業」と記載すること。
(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

（その３－２）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）

			政治資金パーティーの名称	金額 十億	百万	千	円	開催年月日	開催場所（所在地及び施設名）	備考
							0			
8	0	0	この頁の小計				0			
9	0	0	合計 D				0			

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）については、本表のほか表(その10)も提出すること。
(2)20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。
また、あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。
(3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

（その４）

（4）借　入　金

			借入先	金額 十億	百万	千	円	備考
			元榮太一郎		1,	049,	573	
8	0	0	この頁の小計		1,	049,	573	
9	0	0	合計 E		1,	049,	573	

注意(1)年内に借入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。
なお、返済金は、支出において表(その13-1)の行番号140「(6)その他の経費」に計上されるものであること。
また、借入先ごとの残高(従前からのものを含む)が100万円を超える借入金については、表(その17)の行番号120に「有」と記入されるものであること。
(2)借入先は、金融機関にあっては支店名（○○銀行○○支店）まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
							0			
8	0	0	この頁の小計				0			
9	0	0	合計 F				0			

（その６）

（６）その他の収入

			摘　　要	金　　額 十億	百万	千	円	収入年月日	備　　考
							0		
8	0	0	この頁の小計				0		
8	1	0	１件10万円未満のもの				0		
9	0	0	合計 G				0		

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額（十億／百万／千／円）	年月日	住所	職業	備考
				0				
8	0	0	この頁の小計	0				
8	1	0	その他の寄附	0				
9	0	0	合計	0				

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							**寄　附　者　の　区　分**	**法人その他の団体**			
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
							0				
8	0	0	この頁の小計				0				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合　計				0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－３）　**政治団体**

（7）寄　附　の　内　訳　（政治団体）							寄　附　者　の　区　分	政治団体			
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
							0				
8	0	0	この頁の小計				0				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計				0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)政治団体以外の団体からの寄附は、表(その7-2)へ記載すること。

（その８）

該当区分に○をすること

（８）寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳										あっせん者の区分	個人・団体	
			あっせん者の氏名（団体にあっては，その名称）	金額 十億	百万	千	円	提供年月日	集めた期間	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
							0					
8	0	0	この頁の小計				0					
8	1	0	その他の寄附				0					
9	0	0	合計				0					

注意(1)「寄附のうち、あっせんに係るものの内訳」とは、表（その７）の寄附の内訳のうちあっせんされた寄附の再掲である。
(2)同一のあっせん者によって集められた寄附が５万円超の場合に、あっせん者ごとに記載すること。
(3)個人・団体の区分にしたがい、それぞれ別葉に作成すること。

（その９）

（９）政党匿名寄附の内訳

			政党匿名寄附を受けた場所	金額 十億	金額 百万	金額 千	金額 円	年月日	備考
							0		
8	0	0	この頁の小計				0		
9	0	0	合計				0		

（その10）

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

			特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額 十億	百万	千	円	対価の支払をした者の数 人	開催年月日	開催場所	備考
							0				
8	0	0	この頁の小計				0				
9	0	0	合計				0				

注意(1)この用紙には、収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）について記載するものであること。
(2)報告書に記載すべき年の前年以前において収受されたものがある場合には、これらのパーティーに係る「備考」欄に、収入の金額及び対価の支払いをした者の数を記載すること。
(3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

（その11-1）　個　　人

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	
	対価の支払をした者の区分	個　　人

			対価の支払をした者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
							0				
8	0	0	この頁の小計				0				
9	0	0	合計				0				

注意(1)対価の支払いが**20万円超の個人購入者**がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。
(2)報告書に記載すべき年の前年以前に対価の支払いが20万円超の個人購入者がいる場合は、当該対価の支払いをした者に係る「備考」欄にその金額及び年月日を記載すること。

（その11-2）　法人その他の団体

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	
	対価の支払をした者の区分	法人その他の団体

			対価の支払をした団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
							0				
8	0	0	この頁の小計				0				
9	0	0	合計				0				

注意(1)対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。
(2)報告書に記載すべき年の前年以前に対価の支払いが20万円超の法人その他の団体購入者がいる場合は、当該対価の支払いをした者に係る「備考」欄にその金額及び年月日を記載すること。

（その11-3）　政 治 団 体

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	
	対価の支払をした者の区分	政　治　団　体

			対価の支払をした団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
							0				
8	0	0	この頁の小計				0				
9	0	0	合計				0				

注意(1)対価の支払いが**20万円超の政治団体**がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。
(2)報告書に記載すべき年の前年以前に対価の支払いが20万円超の政治団体がいる場合は、当該対価の支払いをした者に係る「備考」欄にその金額及び年月日を記載すること。

（その12-1）　**個　　人**

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳	政治資金パーティーの名称	
	対価の支払のあっせん者の区分	個　　人

			対価の支払のあっせん者の氏名	金額 十億	百万	千	円	提供年月日	集めた期間	住所	職業	備考
							0					
8	0	0	この頁の小計				0					
9	0	0	合計				0					

注意．あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

（その12-2）　**法人その他の団体**

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳												政治資金パーティーの名称				
												対価の支払のあっせん者の区分		法人その他の団体		
			対価の支払のあっせん団体の名称	金額 十億	百万	千	円	提供年月日	集めた期間	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考			
							0									
8	0	0	この頁の小計				0									
9	0	0	合計				0									

注意．あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた法人その他の団体（政治団体は別掲）がある場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

（その12-3）　**政 治 団 体**

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳	政治資金パーティーの名称	
	対価の支払のあっせん者の区分	政　治　団　体

			対価の支払のあっせん団体の名称	金額 十億	百万	千	円	提供年月日	集めた期間	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
							0					
8	0	0	この頁の小計				0					
9	0	0	合計				0					

注意．あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた政治団体がある場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

（その13-1）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目					金額	備考
1 経常経費					十億 百万 千 円	
	(1) 人件費	0	1	0	53,842	
	(2) 光熱水費	0	2	0	0	
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0	72,133	
	(4) 事務所費	0	4	0	30,870	
	小計 ((1)～(4))	8	0	0	156,845	
2 政治活動費					十億 百万 千 円	
	(1) 組織活動費	0	5	0	511,164	
	(2) 選挙関係費	0	6	0	0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0	381,564	←
	（内訳） ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	0	※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること
	（内訳） イ 宣伝事業費	0	9	0	381,564	
	（内訳） ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0	0	
	（内訳） エ その他の事業費	1	1	0	0	
	(4) 調査研究費	1	2	0	0	
	(5) 寄附・交付金	1	3	0	0	
	(6) その他の経費	1	4	0	0	
	小計 ((1)～(6))	8	0	1	892,728	うち本部・支部間の交付金合計 円
合計		9	0	0	1,049,573	←(800)行と(801)行の合計を記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15-1）及び（その15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書（その14）	政治活動費内訳書（その15-1）	政治活動費内訳書（その15-2）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出 「コピー等により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出 「コピー等により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
				0				
この頁の小計				0				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考	
封筒代	10,244	H27.7.29	(株)伊東屋	東京都中央区銀座２－７－１５		
封筒代	10,244	H27.8.27	(株)伊東屋	東京都中央区銀座２－７－１５		
この頁の小計	20,488					
その他の支出	51,645					
合計	72,133					

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分：事務所費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
切手代			17,	600	H27.7.8	日本郵便(株)六本木駅前郵便局	東京都港区六本木６－７－１０	
この頁の小計			17,	600				
その他の支出			13,	270				
合計			30,	870				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 会費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費	200,000	H27.9.3	「木村てつや君」を励ます会	千葉県船橋市湊町１－２－２１－２０１	
この頁の小計	200,000				
その他の支出	80,432				
合計	280,432				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 旅費交通費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
レンタカー代	10,260	H27.7.5	(株)トヨタレンタリース新千葉	千葉県千葉市中央区登戸２－２－７	
レンタカー代	31,972	H27.7.10	(株)トヨタレンタリース東京	東京都千代田区九段南二丁目３番１８号	
レンタカー代	17,280	H27.7.15	(株)トヨタレンタリース新千葉	千葉県千葉市中央区登戸２－２－７	
※ガソリン代控除すること					
この頁の小計	59,512				
その他の支出	171,220				
合計	230,732				

→※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 印刷物作成費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
入会案内及び名刺印刷代	380,700	H27.7.23	(株)イツキプリント	東京都品川区二葉２－２１－５	
この頁の小計	380,700				
その他の支出	864				
合計	381,564				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-2）

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分 政治資金パーティー開催事業費（パーティーの名称：　　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
				0				
この頁の小計				0				
その他の支出				0				
900 合計				0				

※1　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2　複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

注意　(1)　本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
							0				
8	0	0	この頁の小計				0				
9	0	0	合計				0				

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア　土地	0	1	0	☐	☑	
イ　建物	0	2	0	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☐	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	☐	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑	
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☑	☐	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分	(該当する項目に○) 01 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金				
			摘　要	金額 十億	百万	千	円	年月日	備考
			元榮太一郎		1,	049,	573	H27.7.3	
8	0	0	この頁の小計		1,	049,	573		
9	0	0	合計		1,	049,	573		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 **28** 年 **5** 月 **30** 日

政治団体の名称　**元榮太一郎後援会**

会計責任者の氏名　**後藤　顕治**

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　印）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成28年5月25日

元榮太一郎後援会
代表　元榮太一郎　殿

登録政治資金監査人　井上 真
登　録　番　号　第　3853　号
研修修了年月日　平成23年1月18日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、元榮太一郎後援会の平成27年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、元榮太一郎後援会の主たる事務所（千葉県中央区本町３丁目１番３号）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。なお、元榮太一郎後援会に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3　業務制限

元榮太一郎後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、元榮太一郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上